

平成27年教育委員会第9回定例会会議録

開会日時 平成27年9月 7日 午前 10時00分
閉会日時 同 上 午後 0時32分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 塚 本 亨
同職務代理 天 宮 久 嘉
委 員 松 本 實
委 員 杉 浦 容 子
委 員 竹 高 京 子
教 育 長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	駒崎 彰一
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

書 記

・企画係長 齊藤 正幸

開会宣言 委員長 塚 本 亨 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 塚 本 亨 委員 天 宮 久 嘉 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○委員長 おはようございます。出席委員は定足数を満たしておりますので、ただいまから平成27年教育委員会第9回の定例会を開会いたします。

議事に入る前にお諮りしたいことがございます。本日、1名の傍聴の申し出がございます。許可したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしということで、それでは傍聴を許可することにいたします。

教育長。

○教育長 議案第44号から議案第50号の議事については区議会報告前の案件に当たるため、及び議案第51号については異議申立人のプライバシー保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、会議を非公開とすべきと考えます。また、報告事項等第2及び第3についても議会報告事項であることから、議事日程を繰り上げるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、会議を非公開とすべきと考えます。いかがでしょうか。

○委員長 教育長から、議案第44号から議案第51号については会議の非公開とすること、報告事項等第2、第3については議事日程の繰り上げ及び、会議の非公開とすることを求める動議が提出されました。お諮りします。議案第44号から議案第51号の議事について会議を非公開とすること及び、報告事項等2、3について、議事日程の繰り上げと会議の非公開について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第44号から議案第51号の議事については、会議を非公開とし、報告事項等2、3については議事日程を繰り上げた上、議事を非公開と致します。

では、開会に当たりまして、本日の会議録の署名は、私に加えまして天宮委員と塩澤教育長にお願いいたします。

本日は議案等8件、報告事項等16件、また「その他」の事項がございます。

先立ちましては、8月の中学校教科用図書の採択に関しましては、委員または事務局の方々の多大なご協力の賜物で、無事に東京都教育委員会に提出されたことを感謝申し上げたいと思います。また、過日開催されました8月24、25日の日光の夏季研修につきましても、皆様方のご協力に改めて感謝いたします。

昨日入った情報ですけれども、中学生の「青年の主張」の東京都大会で、葛飾在住の、個人名はわからないのですが、1人が会長賞をいただいたという報告をいただいています。これも私どもとしても喜ばしいことであろうと思います。

では、早速、議案に入ります。

議案等第 44 号「平成 27 年度葛飾区一般会計補正予算（第 2 号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、議案第 44 号「平成 27 年度葛飾区一般会計補正予算（第 2 号・教育費）に関する意見聴取」上記の議案を説明させていただきます。

提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条、こちらにつきましては、予算、条例等、議会の議決を経るべき議案については、教育委員会の意見も得るものとするというものでございます。なお、この提案理由につきましては、第 50 号まで共通してございますので、今後については説明を省略させていただきます。に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。別添の予算案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、予算書をごらんください。歳出のみ説明をさせていただきます。10 ページをごらんください。今回、全て特別支援教育の準備のための経費でございます。

まず、1 でございます。特別支援教育推進事業経費でございます。1,352 万 5,000 円となっております。内訳でございますが、(1) 特別支援教室の準備経費として、①特別支援教育心理専門員の雇上費が 988 万 8,000 円、②としまして指導用の教材等の購入経費、こちらが 363 万 7,000 円でございます。

次に、2 の総合教育センター管理運営経費でございます。こちらが 277 万 8,000 円となっております。こちらは、(1) の特別支援教室の準備経費として、判定会用の物品の購入費でございます。

1 枚おめくりいただきまして 12 ページをごらんください。こちらは小学校運営経費、2,337 万 8,000 円でございます。内訳でございますが、(1) の特別支援教室の準備経費として、①事業用品の購入費が 1,570 万 5,000 円、②の冷暖房機器設置委託等経費が 767 万 3,000 円でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ただいま庶務課長から、平成 27 年度葛飾区一般会計補正予算（第 2 号・教育費）に関する意見聴取についてご説明がありました。委員の方のご意見を求めたいと思います。

杉浦委員。

○杉浦委員 ご説明にございました 10 ページ、12 ページのところについてお尋ねします。まず、今回の補正は特別支援教育にかかわる計上と認識しているのですが、10 ページのところでは都の支出金が 300 万 4,000 円、一般財源が 1,329 万 9,000 千円となっております。次のページの小学校運営経費のところでは都の支出金が 2,125 万 6,000 円、一般財源が 212 万 2,000 円。これはこのまま理解してよろしいのでしょうか。

○委員長 副参事、お願いします。

○副参事 実は、この当支出金は、小学校に物理的な、例えば空調をつけるであるとか、教室をつくるための経費であるとか、それから教材費であったり、そういったものについては、一律1校当たり消耗品等が30万、それからその他経費として、その他経費と言っているのは主に工事費等なのですけれども、それが70万ということで、1校当たり100万の補助がございます。それ以外の、例えば判定会の経費であるとか、ここで申しますと、10ページに書いてあるようなセンター経費につきましては一切補助がございません。ということで、このような形になりました。

以上です。

○杉浦委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかにどなたか委員からのご意見は。

それでは、お諮りいたします。議案第44号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第44号「平成27年度葛飾区一般会計補正予算(第2号・教育費)に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第45号「葛飾区立上千葉小学校体育館建築その他工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは、議案第45号「葛飾区立上千葉小学校体育館建築その他工事請負契約締結に関する意見聴取」でございます。

資料を1枚おめくりください。こちらが、今回区議会に提案される議案第57号でございます。このページの中ほどから契約の内容が記載されておりますので、ごらんください。

工事件名、工事箇所は記載のとおりでございます。

3番、契約の方法は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。

4番、契約金額は9億2,900万円でございます。

5番、契約の相手は、東京都葛飾区お花茶屋一丁目3番5号、永井・川澄建設共同企業体でございまして、構成員は記載のとおりとなっております。

6番、工期は契約締結の日の翌日から平成29年7月31日までとなっております。

1枚おめくりいただきますと、議案の裏面に本件の概要が記載されておりますけれども、次のページの中でご説明をさせていただきたいと思っております。上千葉小学校の体育館につきましては老朽化が著しくなっておりまして、学級数も多いことから、より広い面積の体育館への要望が多くございました。このことを踏まえ、教育環境の充実を図るため本件工事を行うものでござ

ざいます。

構造・規模、主要諸室等は記載のとおりとなっております。

3、今後の工事予定につきましては、本年10月から既存屋外プールと旧学童保育クラブの解体を行い、本件工事につきましては来年2月ごろの着手を予定しております。その後、最後の外構工事につきましては、平成29年8月ごろの完成を目指しております。

次のページ以降、別紙といたしまして、案内図、配置図、各階平面図、立面図等を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。と存じます。

ご説明は以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。ただいま学校施設課長からご説明をいただきました。委員の方のご意見を求めたいと思います。

竹高委員。

○**竹高委員** 上千葉小学校の生徒は楽しみにしていると思います。1点質問ですが、工事を行っている間、例えば来年の夏は、プールは使えないと思うのですけれども、その点は、どちらのほうを借りて使う形になっているのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○**委員長** 学校施設課長、お願いします。

○**学校施設課長** 現在、校長先生と協議をしております。具体的にどこというところは決まっておりますけれども、いずれかの方法で確保をしたいということを現在のところでは考えております。

○**委員長** 竹高委員。

○**竹高委員** ありがとうございます。夏のプールは、小学生は楽しみにしていますので、ぜひ、上千葉小学校の生徒が順調に夏に使えるような形をとっていただければと思います。よろしくお願いします。

○**委員長** ありがとうございます。ほかにどなたか。

それでは、お諮りいたします。議案第45号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** 異議なしと認め、議案第45号「葛飾区立上千葉小学校体育館建築その他工事請負契約締結に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

議案第46号「葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第46号「葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に関する意見聴取」についてでございます。別途条例案のとおり、異議のない旨を区長に

回答するものでございます。

1枚おめくりいただきたいと存じます。葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案でございますけれども、この条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法とかマイナンバー法と言われるものの運用に関しまして、必要な事項を規定しているものとなっております。この番号法につきましては、導入効果の一つとして、住民の利便性の向上が挙げられております。行政機関間の情報のやりとり、情報連携と申しますけれども、これが可能になることで、さまざまな行政手続に関して、住民の皆さんがわざわざ役所に出向かなくても、行く手間が省けるということが期待されているところでございます。

番号法では、第9条第1項であらかじめ個人番号、いわゆるマイナンバーを利用することができる事務等を定めてございます。一方で、この第9条2項におきましては、地方公共団体の調査、または執行機関が社会保障、地方税、または防災に関する事務及びこれに関する事務で、条例で定めるものの処理に関し個人番号（マイナンバー）を利用することができるものとされており、これが、いわゆる独自利用事務と言われているものでございます。

さらに、法19条の9号では、同一地方公共団体内でも、他の機関への特定個人情報、これは個人番号を内容に含む個人情報のことですが、これを提供する場合には、条例で定めるものとされているところでございます。つまり、本区におきましても、区長部局から教育委員会へ、それから、また逆に教育委員会から区長部局に特定個人情報を提供する場合には、条例の定めが必要であるというものでございます。ということで、今回の条例案で、第4条で、この独自利用事務を定めるとともに、第5条では、区長部局と教育委員会での特定個人情報のやりとりをする事務等について、具体的に定めているところでございます。

ということでは、条例案、別表第1、これは第4条で記載する独自利用事務を定めた表でございますけれども、項目の17、4ページをごらんいただきたいと思っております。葛飾区教育委員会が執行する事務といたしまして、就学援助に関する事務を規定したところでございます。この就学援助事務に関しましては、主に認定時に所得の状況を見る必要がございます。1月1日現在、葛飾区に住所がなかった方については住民税の情報がないので、1月1日現在、お住まいであった自治体の住民票の課税もしくは非課税証明書を提出していただいております。これが平成29年の7月以降、他の自治体との情報連携というのが開始された場合に、わざわざ税証明を出さなくても、マイナンバーにより情報が取得できるようになり、利便性が向上するものとして、今回、独自利用の項目に挙げさせていただいたものでございます。

次に、条例案の別表第2、これは第5条で規定する特定の個人情報を提供することができる場合を定めたものでございまして、第1欄が事務の執行機関、第2欄が処理する事務、第3欄が情報を提供する執行機関、第4欄が提供する情報となっております。項目1の第4欄と項

目2の第2欄に出てまいります学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する規定でございますが、これは学校保健安全法で定める疾病、いわゆる学校病とされる、例えば中耳炎とか、虫歯、それからトラコーマ、結膜炎といった疾病にかかって、学校において治療の指示を受けた方のうち就学援助の対象者に対して医療券を交付しているものでございますけれども、この事務は、あらかじめ法の第9条1項で個人番号をもともと利用ができるというふうに定められております。そういう意味で、独自利用事務とはならないのですけれども、この事務に関して、区長部局には生活保護との二重給付を避けるために、教育委員会で発行した医療券の情報を提供し、教育委員会は区長部局から医療券を発行した場合については、支給者を特定するために、住民の情報の提供を受けるということになっております。

また、先ほど申し上げた項目3、就学援助に関する事務に関しては、支給の認定等に第4欄に記載してございます情報が必要となりますので、区長部局のほうに情報提供を求める必要があるということでございまして、項目を設けさせていただいたところでございます。

最後に、条例の施行日でございますが、平成28年1月1日を予定してございます。

説明は以上です。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま学務課長からそれぞれの事例に基づいて、非常にわかりやすいご説明をいただきました。委員の方のご意見を求めたいと思いますが、いかがですか。

天宮委員。

○天宮委員 個人番号が導入されることによって、当然利便性が高まりますので、まさに当然のことだと思っております。

○委員長 ほかにどなたかございますか。

杉浦委員。

○杉浦委員 条例をとということで使用できるわけですが、その場合、情報を得たことによって個人情報の流出がないように、十分におわかりになってのお話だと思っておりますが、その辺くれぐれも慎重に構えてお願いしたいと思います。

ひとつお尋ねします。パソコンシステムが、部署によって、流出しないといいますが、連動できないように過去はなっていたと記憶しているのですが、今の庁舎内のシステムはどの様になっているのでしょうか。

○委員長 学務課長、よろしくお願いいたします。

○学務課長 システムに関しましては、基本的に外部と今のところつながっているものではないと認識してございます。ただ、住民票の情報ですとか税の情報につきましては、私どもも学務システム、就学援助の事務などを取り扱っているシステムですけれども、そちらのほうで取り入れられるようになってございまして、専用線の中ではそういうやりとりができるようになって

ていると認識してございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 わかりました。最後はやはり人だと思いますので、その辺をしっかりとお願いいたします。

○委員長 ただいまの天宮委員または杉浦委員からもいただきました個人情報に関する、いわゆる俗に言う、当区ではございませんけれども、ヒューマンエラーという部分での持ち出しの問題等々がやっぱり新聞紙上をにぎわすので、その辺を留意してお願いしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第46号「葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、議案第47号「葛飾区教育資料館条例を廃止する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、議案第47号「葛飾区教育資料館条例を廃止する条例に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答するというものでございます。条例につきましては、平成27年6月26日の本委員会、第6回臨時会に報告させていただきました案件に関して規程整備決議を行うものでございます。平成27年度をもって公の施設である葛飾区教育資料館を廃止して公開を終了することに伴いまして、葛飾区教育資料館条例を廃止するものでございます。なお、条例案の議決後、葛飾区教育資料館条例施行規則を廃止する規則も提案させていただくことを予定しておりますので、あわせてよろしく申し上げます。

説明については、以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま生涯学習課長より「葛飾区教育資料館条例を廃止をする条例に関する意見聴取」のご説明がございました。ご説明にございましたように、本年、平成27年6月26日第6回の臨時会で既に各委員からの意見開陳をいただきましての本日の意見聴取でございます。委員の方からのご意見を求めたいと思いますが、何かございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第47号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第47号「葛飾区教育資料館条例を廃止する条例に関する意見

聴取」につきましては、原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、議案第 48 号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長、お願いいたします。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第 48 号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきまして、ご説明させていただきます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

本件の条例改正につきましては、平成 27 年教育委員会第 6 回臨時会でご説明させていただきましたとおり、葛飾区社会体育会館を平成 28 年 3 月末日をもちまして廃止いたします旨、所要の改正を行うものでございます。

2 枚おめくりいただきまして、「葛飾区体育施設条例新旧対照表」でございます。

第 4 条第 1 号中、下線の部分でございますが、「葛飾区水元体育館の施設及び葛飾区社会体育会館」を、「及び葛飾区水元体育館の施設」に改めるとともに、別表第 1 から「社会体育会館」のほうを削り、また 2 ページになりますが、別表第 3 中 3、「社会体育会館」を削るとともに、次に 3 ページとなりますが、4 のその他の部を 3 に、5 の屋外照明設備の部を 4 に改めるものでございます。

なお、条例改正の施行年月日は、平成 28 年 4 月 1 日となります。また、条例議決後、所要の規則改正を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。ただいま議案第 48 号に関しまして、生涯スポーツ課長からご説明をいただきました。委員の方よりのご意見を求めたいと思います。何かございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 48 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 48 号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 49 号「葛飾区総合スポーツセンタープール等機械設備改修工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 議案第 49 号「葛飾区総合スポーツセンタープール等機械設備改修工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、ご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきますと、議会に提出いたします議案第58号、葛飾区総合スポーツセンタープール等機械設備改修工事請負契約締結でございます。本件工事の対象となりますのは、総合スポーツセンター温水プール館及びエイトホールでございます。主要熱源機器を平成19年度に更新しておりますが、それ以外の空調機器類は建設以来更新しておらず、劣化が顕著な状況でございます。また、同様に配管類の老朽化も以前より指摘をされておりましたが、工事を行うには施設の利用制限などが伴うため、建築、電気及び機械設備の工事を一度に効率的に行う必要がございました。今年度、施設を休館いたしまして、建築の非構造部材の耐震化及び電気設備の工事を行うため、この機会を捉えて老朽化した空調機器や配管類を更新するものでございます。

工事件名、工事箇所につきましては、記載のとおりでございます。

3、契約の方法につきましては、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約となります。

4、契約金額は、1億8,797万1,840円でございます。契約の相手方につきましては、近代・上下建設共同企業体のJVでございます。構成員といたしましては、代表構成員が近代住機株式会社、構成員が上下水道促進工業株式会社でございます。工期につきましては、契約締結の翌日から平成28年3月18日までとなります。本件工事及び建築電気工事に伴い、総合スポーツセンター温水プール館及びエイトホールにつきましては、スポーツフェスティバルが終了した翌日の10月13日から、来年28年3月31日までの間、休館とさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。既に平成19年に熱源のほうの交換は終わってございますけれども、施工以来の、今、空調関係のご提案の趣旨等を捉えまして、委員よりのご意見を求めたいと思います。

竹高委員、お願いします。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。スポーツセンターのプール館、エイトホールが休館になるということで、ふだんから生涯スポーツとしてお使いになられている方が多くいらっしゃると思いますので、その方々がどこかで代替の場所として使用できるようなところをぜひ進めていただいて、生涯スポーツのほうで不都合がないようにしていただければと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかにどなたかございますか。よろしいですか。

熱源工事に関しては平成19年に既に取りかえられたということで、開設以来ということですが、何年経過していたのでしょうか。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 既にもう 26 年を経過してございます。

○委員長 わかりました。ありがとうございます。ほかにどなたか、よろしいですか。

先ほど竹高委員からもご指摘いただきましたが、平素から区民の方が利用されている施設でございます。総合スポーツフェスティバルが終わった後に休館に入ることですので、広報等を使って区民の方への周知方、代替施設等の利便性というのを十分に考慮して対応していただきたく、委員長からも申し伝えたいと思います。

それでは、お諮りいたします。議案第 49 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 49 号「葛飾区総合スポーツセンタープール等機械設備改修工事請負契約締結に関する意見聴取」につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 50 号「電光得点表示装置等の買入れに関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長、お願いいたします。

○生涯スポーツ課長 議案第 50 号「電光得点表示装置等の買入れに関する意見聴取」につきまして、ご説明させていただきます。

1 枚おめくりいただきますと、区議会に提出いたします議案第 60 号でございます。

本件、電光得点表示装置等は、来年 3 月にオープンの予定でございます水元総合スポーツセンター体育館に設置いたしますバスケットボールで使用いたしますバスケットゴール 1 対のほか、電光得点表示装置 3 組と、周辺機器といたしましてゲームクロック、ショットクロック、ポゼッション表示器、ファール回数表示器、大音量ホーン、おのこの 3 組を購入するものでございます。

買入れの方法につきましては、制限付一般競争入札により契約となります。

買入れ金額は、4,826 万 880 円でございます。買入れの相手方につきましては、株式会社宮本スポーツでございます。

5、納期につきましては、平成 28 年 2 月 1 日としております。

説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまのご説明について、委員からのご意見を求めたいと思います。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 50 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 50 号「電光得点表示装置等の買入れに関する意見聴取」に

つきましては、原案のとおり可決いたします。

議案第 51 号「異議申立てに対する決定について」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第 51 号「異議申立てに対する決定について」でございます。

提案理由でございますが、就学援助費否認定処分に係る異議申立てに対し、行政不服審査法第 47 条の規定に基づく決定をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

1 枚おめくりください。決定内容でございます。主文は、本件、各異議申立てを棄却するというものでございます。

次に、決定の理由についてご説明させていただきます。まず、本件異議申立ての趣旨ですが、第 1 の 1 に記載のとおり、葛飾区教育委員会が、異議申立人の子 2 人に係る就学援助費否認定処分につきまして、その取消しを求めるものでございます。次に、申立人が主張する異議申立ての理由でございますけれども、第 1 の 2 にありますとおり、申立人の平成 26 年度総所得金額等が就学援助基準額を下回っているため、申立人の総所得金額等が就学援助基準額を上回っていることを前提としてなされた本件各処分も、また、違法又は不当なものとして解されるというものでございます。

そこで、改めて申立ての原因となりました就学援助費の否認定の処分の内容等について検討を行いました。(1) では、認定事実を記載してございまして、2 ページをごらんください。事実といたしましては、1 点目、申立人が申立人の子 2 人について、それぞれ本年 4 月 11 日付で、平成 27 年度就学援助費受給申請書と、それから同月 12 日付けの生活の状況を記しました陳情書を委員会に提出しているということでございます。

2 点目、委員会は、同年 6 月 12 日付で、申立人の子 2 人に係る各申請に対して、それぞれ否認定の処分を行い、各就学援助費否認定通知書により、申立人に対し通知をしたことでございます。

3 点目、申立人は、同年 6 月 25 日付で、委員会に異議申立書を提出したものでございます。

4 点目、同年 6 月 30 日に、委員会事務局学務課は、申立人の提出した陳情書に関し、電話により、申立人に聴き取りを行ったことでございます。

最後、5 点目、同年 8 月 16 日付で、申立人に対し異議申立てに係る補正命令書を送付いたしまして、同月 24 日付で、申立人から補正書を収受したことでございます。

2 では、判断の経緯を記載してございます。葛飾区就学援助の実施要綱における就学援助支給の要件を一つ一つ確認してございます。

(2) をごらんいただきますと、まず要綱第 3 条に規定する支給対象の前提となる要件を検討してございます。この点につきましても、申立人は葛飾区内に住所を有し、葛飾区立小学校及び中学校に在学する児童・生徒の保護者であることが認められてございます。

その後ちょっと飛びます。(3)ですけれども、こちらでは要綱第4条に規定する要件を検討してございます。その結果、申立人は、生活保護受給者でなく、また児童扶養手当の支給も受けておりませんでした。一方の基準といたしまして世帯の総所得金額等でございますが、3ページの(イ)の下の方になるのですけれども、こちらに記載していますとおり、申立人の総所得金額は366万4,800円でございます、さらに申立人の妻の総所得金額等が63万657円で、申立人の世帯の全員の総所得金額の合計が429万5,457円となっております。この額は、申立人の世帯に係る準要保護の基準額349万2,106円も、それからまた費目認定の基準額でございます372万8,859円、これは4ページのイのほうに記載してございますが、こちらをいずれも上回るものとなっております。

1枚おめくりいただきまして、さらに要綱では、主たる生計維持者が病気等の事情から、申請日現在も引き続き生活が困窮していると委員会が認める状況がある場合には、就学援助の認定を受けることができる旨を規定してございますが、申立人は、陳情書において、経済面、生活面が非常に不安定な状況であること、それからまた教材費積立金、給食費が既に支払えない状況であることを申し立ててございますが、要綱に規定するとおり、主たる生計維持者である申立人が失業や休職の状況にあるかどうかを私どもは申立人から電話で聴き取りを行いました。そうしたところ、申立人は現在も今までと同様なお仕事をされているということでございました。

このような経緯を踏まえまして、5ページ、最後のページのウでございますけれども、申立人は申立人のみの総所得金額でございます366万4,800円であることをもちまして、本件各処分取消しを求めております。要綱に基づきます就学援助の基準額は、世帯全員の総所得金額等の合計を算定の基礎としてございますので、本件各処分につきましては、違法または不当な点はなく、申立人の妻の総所得金額を加えていない申立人の主張は理由がありません。

したがいまして、3といたしまして、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用いたしまして、主文のとおり決定するものでございます。

なお、この後、6ページ、7ページに、申立人の世帯の準要保護及び費目認定の基準額の算定方法を記載してございます。

また、8ページ以降に、葛飾区就学援助実施要綱の関係部分を抜粋して記載してございますので、ごらんおきいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの議案51号について学務課長から説明いただきました。ご意見等ございますか。

杉浦委員。

○杉浦委員 今のご説明で納得はできるのですが、社会状況の中で、経済的な状況ですが、若

い方たちが本当に大変な中で子育てをしっかりとやったださっているということはすごく理解できます。私も子育てを3人しました。そういった中で、やはり相手の方が納得して下さったということですが、その辺は丁寧に対応して下さったということはこの文面からわかりますが、今の子育てをしている家庭の方たちは、こういった状況の中で学校に行かせているということを、ともどもに認識していきたいと思っておりますので、その辺くれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

学務課長。

○学務課長 委員ご指摘のとおりでございます、結果としてはこういう形になりましたけれども、やはり保護者の皆様のご心情等々を鑑みまして、それぞれに対応させていただきたいと考えてございます。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

真摯に受けとめながら、また葛飾の教育は、教育委員会マターだけではないかと思ひますが、そういった葛飾の将来を担う子どもたちのいい環境を私ども委員としても望んでいきたいと思ひしております。

それでは、お諮りいたします。議案第51号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第51号「異議申立てに対する決定について」につきましては、原案のとおり可決といたします。

議案等の審議が終了しましたが、先ほど教育長からご提案いただきました、報告事項等の2、3に関しましても非公開といたしますので、報告事項等の2、3を先に審議したいと思ひます。

それでは、報告事項等2「11の重要プロジェクト及び前期実施計画の進捗状況について」ご提案をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、私から、「11の重要プロジェクト及び前期実施計画の進捗状況について」説明させていただきます。

まず、1の趣旨でございます。中期実施計画、これから平成28年度から31年度の策定に向け、基本計画で掲げた11の重要プロジェクト及び前期実施計画、こちらが25年度から28年度となっております。この進捗状況を取りまとめたため、その報告を行うものでございます。

それでは、2の進捗状況でございます。まず(1)、11の重要プロジェクトの進捗状況でございます。別紙1のほうをごらんください。11ございますけれども、主に教育委員会が主体となっています3の、2ページをごらんください。3、かつしか学力向上プラン、それから5のスポーツによる元気なまちづくりについて、説明をさせていただきます。

3のかつしか学力向上プランでございます。こちらにつきましては、まず、各小学校では、校長が自校の学力向上のために作成しました「葛飾学力伸び伸び向上プラン」に基づきまして、児童・生徒の実態に応じた学習指導を進めてございます。また、「葛飾スタンダード」の策定、それから「チャレンジ検定」の実施とあわせて行っているところでございます。

続きまして、2段落目をごらんください。こちらにつきましては、25年4月に開設いたしました東京理科大学との連携によりまして、理科教育の充実に向けた取組みを進めるとともに、学生の協力を得て、放課後学習教室「寺子屋かつしか」を実施し、基礎学力の向上にも取り組んでございます。

また、次の段落、幼稚園・保育園と小学校の連携につきましては、「幼児教育と小学校教育をつなぐ連携プラン」に基づく交流の実践に取り組むとともに、小学校と中学校との連携につきましては、新小岩学園や高砂けやき学園の小中一貫教育校の取組みの成果を広めることで、小中連携教育を実施してございます。

また、区内都立高校と区内中学校が連携し、中学生の高校進学支援となる「進学重点教室」の開催等も行ってございます。

最後の段落でございます。今後も、各小中学校の「葛飾学力伸び伸びプラン」、また「葛飾スタンダード」等の取組みを初め、幼・保・小・中及び区内都立高等学校や東京理科大学との連携により、就学前教育から小中学校の義務教育、さらには高校・大学への教育を一層充実させ、本区の子どもたちの学力向上・体力向上に資する取組みを進めていくものでございます。

続きまして、3ページの5スポーツによる元気なまちづくりをごらんください。

「いつでも だれもが 気軽に健康づくりを楽しめる公園」構想に基づきまして、それぞれ、水元公園内に新たな体育館を建設したり、公園内にテニスやサッカー・少年野球等ができる屋外運動施設の整備を進めてございます。

また、次の段落でございますが、「かつしか地域スポーツクラブ」と連携し、健康づくりに資するプログラムの提供とか、学校との連携事業としてのトップアスリートによるスポーツ教室を実施してございます。

高齢者や障害のある方の健康づくり、体力づくりにおいては、区民が自身の体力状況を知るための「健康体力テスト測定会」等を実施してございます。

次の段落、「さらに」をごらんください。平成26年度に、第1回目となる区民マラソン大会「かつしかふれあいRUNフェスタ」を開催いたしました。

最終段落ですけれども、2020年には東京オリンピック、パラリンピックが開催されます。今後の開催に向けてますますスポーツ振興の機運が高まる中、子どもの体力向上、競技力向上に資する取組みとか、誰もが自分に合った形で、生涯にわたりスポーツに親しめる環境整備を進めるとともに、区民の健康づくりや夢と元気を応援し、スポーツによる元気なまちづくりにつ

なげていきたいと考えてございます。

それでは、1枚目にお戻りください。次に(2)前期実施計画の進捗状況でございます。計画事業(活動量、成果指標)の目標値と実績値が別紙2のとおりとなっております。

別紙2のほうをごらんください。別紙2の1カ所を説明させていただきます。109、学校教育で「ICTを活用したわかりやすい事業の実現」と書いてございます。こちらの中で、活動量のところで、例えば①としまして、実物投影機を利活用するモデル校の活用・検証というのを掲げてございます。次に、目標値として、25年度については小学校5校で実施、26年度については小学校10校で実施というような形で、活動量の目標値を掲げました。これに対して、実績値として、下段で、25年度については小学校5校で実施、26年度は小学校20校で実施というような結果となっております。

次に、生活指標としまして、①教員のICT活用指導力(実物投影機整備校の平均値)でございます。こちらは25年度を目標値で70.0、それから26年度に75.0という数字をパーセントで掲げました。実績値としては、66.8%、73.6%ということで、それぞれやや下回っているところでございます。

こうした表の見方で、全ての活動量、それから成果指標について、目標値と結果を掲げてございます。全体を見ますと、上回ったところもございますし、下回ったところもございます。また、25年度は上回ったけれども、26年度は下がったとか、あるいは①はよかったけれども、②はよかったということで、全てが上回るという結果はありませんでしたけれども、全体としては順次取組んでいるところでございます。

それでは、1枚目にお戻りください。次に3、進捗状況等を踏まえた中期実施計画の策定でございます。今回、中期実施計画の策定に当たっては、今回取りまとめた進捗状況とか、政策・施策、マーケティング調査等の各種アンケート調査結果を踏まえるとともに、新たな行政課題への対応など計画策定の視点を示した中期実施計画策定方針をもとに、区民満足度のさらなる向上を目指して、その達成に向けた中期実施計画を検討してまいります。

スケジュール等については、4の記載のとおりでございます。

なお、参考資料といたしまして、政策と施策の目標値の実績を参考資料1、2で添付してございますので、後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。

○委員長 庶務課長からご報告をいただきました。ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思っております。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 ご説明、ありがとうございます。ひとつお尋ねしたいのですが、スポーツによる元気なまちづくりの件です。いつでも、どこでも、だれでも体力向上ということで、かつし

か地域スポーツクラブとして、今まで2カ所新設されました。その後の進捗状況、具体的な何かがありましたら教えていただけますか。目標はたしか7カ所だったと思いますが。

○委員長 生涯スポーツ課長、お願いします。

○生涯スポーツ課長 現在、こやのとオール水元の2カ所に地域スポーツクラブがございまして、3カ所目、4カ所目に広がっているという状況には現在なってございません。今後につきましても、区内7カ所全域というのは、なかなか難しいという状況にはあると思うのですが、地域スポーツクラブを三つ目、四つ目がつくれるように努力していきたいと考えてございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 そうですね。ありがとうございます。地域の方たちの支援があつてのことだと思しますので、なかなか行政だけでは厳しいと思いますが、その辺、働きかけをよろしく願ひいたします。

○委員長 大切なご要望だと思います。どうぞよろしく願ひいたします。

ほかにどなたかご意見、あるいはご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがですか。

それでは、先ほど、庶務課長からご提案いただきました11の重要プロジェクト及び前期実施計画の進捗状況について、特に、趣旨または進捗状況の中で、とりわけ私のほうで関連します学校教育の部分と3の項目、かつしか学力向上プラン、それと生涯スポーツに関してのスポーツによる元気なまちづくり、特に少子高齢者化という部分では、やはりみんなが元気な高齢を迎えながら、まちの活性化を求めていきたいという部分での進捗状況のご提案だと思います。ぜひ推進をお願いしたいと思います。

続きまして、報告事項等の3「使用料等の見直しに関する報告について」ご説明をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「使用料等の見直しに関する報告について」を説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1ページをごらんください。まず「はじめに」でございます。3段落目をごらんください。「このような」のところでございます。今年度は4年に1度の使用料等の見直しの時期に当たるということで、毎回4年ごとに見直していることでございます。

これにつきましては、将来にわたって安定したサービスの提供を持続可能にすること、それから、より多くの方に施設を快適に利用してもらうために必要と考えていることから行うものでございます。

続きまして、2の見直しの方針でございます。こちらに記載してございますように、受益者負担の原則、それから算定方法の明確化を基本方針として位置づけてまいります。

まず、(1)受益者負担の原則ですけれども、3段落目をごらんください。サービスを利用す

る人と利用したい人との負担の公平性を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、初めて利用した人との負担の公平が確保されると。これが受益者負担の考え方であり、施設の使用についても利用者に応分の負担を求めることの根拠となっております。

続きまして、2ページ目をごらんください。(2) 算定方法の明確化ですけれども、こちらについても、本区はこれまでも原価計算に算入すべき基礎経費と利用者負担割合を基本として、使用料等の料額を算定してまいりました。施設の使用料につきましては、原価×利用者負担割合でございます。原価とは、施設の維持管理費、人件費、減価償却をもとに算定いたします。利用者負担割合につきましては、施設を使用する際の受益者負担割合でございます。こちらについては、後ほど説明させていただきます。

次に、3ページ目、3、見直しを行う範囲でございます。(1) 検討対象で、区が独自に改定を行っている使用料、①のウ、社会教育・体育施設がございます。こちらに、学校施設と郷土と天文の博物館が入っております。次に、(2) 検討対象外としまして、ウに、指定管理者による利用料金制度を導入しているものでございます。こちらがでございますので、総合スポーツセンター等については、今回、検討対象外としているものでございます。

続きまして、4ページ目をごらんください。使用料の設定に関する基本的な考え方でございます。原価計算による算定ということで、(1) でございます。「負担の公平性」を確保する観点から、施設の建設からサービスの提供に至るまでの間に要する全ての経費を対象とした上で、適切な「積算基礎」を設定することにより、受益者負担額＝使用料ですが、算定する必要がございます。これまで一部の施設では、原価計算の算定基礎経費を維持管理費及び人件費として、減価償却費を入れていない施設がございました。こちらについて、今般納入する全ての施設に減価償却を算入するとしたものでございます。なお、今まで減価償却を算入しないで計算した施設につきましては、今回は差額の2分の1を加え、段階的に反映させることといたします。

続きまして、5ページ目、(2) の利用者負担割合をごらんください。まずこちらで3形態、利用者の負担の割合を分けてまいります。

A、法令等により、税負担 100%とする施設でございます。6ページ目のAのところをごらんください。小中学校の、まず義務教育に係る部分でございます。それから、図書館で本等を閲覧するもの、こうしたものについては、法令により、税負担を 100%とする施設としてまいります。

続きまして、5ページにお戻りください。B、受益者負担が原則であるが、子育て支援施設や区民の自主的な活動、コミュニティの活性化等に資する施設でございます。1枚おめくりいただきまして、Bをごらんください。施設につきましては、うちの学校施設の学校開放、それから郷土と天文の博物館、こちらについては利用者の負担割合を 50%といたします。

5ページにお戻りいただきまして、民間サービスとの類似性があり、受益者負担を原則とす

べき施設。また、6ページに 부탁드립니다。Cの欄をごらんください。こちらは、利用者負担割合が100%となりますが、うちとしましては日光林間学園等が該当するものでございます。

次に、7ページ目に、(3)の調整事項として、近隣自治体との均衡とか民間の同種の施設の利用料の均衡等、①から⑤まで記載してございます。また、今回、5の使用区分の細分化ということで、【検討の支点】というところをごらんください。①新たな利用団体等への利用機会の拡大を図ることができる。それから、短時間で活動を終えている現行利用者にとって使用料負担の軽減となる。③午後を通して利用したい利用者に対資しては、従前同様、午後(全)の予約を可能にすることで、予約の煩わしさを発生しないということで、午後の使用時間の細分化について検討させていただいてございます。その検討の結果の3行目をごらんください。「具体的には現行の4時間枠を残しつつ、細分化した2時間枠を併設します」と。「このことにより、2時間以上を恒常的に利用している利用団体等は、これまでの利便性を損ねることなく予約が可能となる」ということで、教育に関しては、郷土と天文の博物館が該当するものでございます。

続きまして、飛びまして9ページをごらんください。改定時期ですけれども、条例改正は平成27年第4定例会議、平成28年4月1日付での改正を提案したいと考えてございます。また、具体的な使用料につきましては、13ページをごらんください。13ページの表の真ん中辺でございます。学校施設使用料、学校開放の部分でございます。例えば屋内運動場につきましては、昼間1時間、登録団体以外ですが、400円となります。先ほど説明しました原価計算によると、1,716円になり、4.29倍になりますが、こちらについては、先ほどの調整事項に基づきまして据え置きとさせていただきます。また、博物館につきましても入館料とかプラネタリウム等につきましては据え置きでございますけれども、講堂使用料につきましては、例えば午前の部、現行料金は1,700円でございます。改定基準額が2,380円となりますが、激変緩和措置をとりまして1,800円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 ただいま庶務課長から使用料等の見直しに関する報告について、特に教育、学校開放あるいは郷土と博物館等の、いわゆる受益者負担という問題と、時代の整合性ということ、また近隣の地区という部分も勘案し、激変緩和を踏まえた上でのご提案の趣旨だと思います。委員の方の意見を求めたいと思いますが、いかがですか。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。区民の多くの方々に利用していただくということもありますので、意見には賛成なのですが、激変緩和措置をしていくとありますが、この4年間で、その金額にするのでしょうか。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 激変緩和措置につきましては、今回ここで改正を行いまして、記載のとおりの金額にします。この間、4年間につきましては、また次回の見直しの検討委員会までの間は、この現行の金額で変更ございません。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに、どなたか委員のご意見はございますか。

特に場所によっては、午後の4時間通しの部分が二つの区分になって利用者がふえるというご提案がございましたので、その辺は非常に大歓迎すべき点だと思います。

それでは、議案等及び報告事項2と3に関しまして審議が終了いたしましたので、これより、会議を公開とします。事務局、傍聴人を呼んでください

(傍聴人 入室)

○委員長 それでは、傍聴人の方に申し上げます。「葛飾区教育委員会傍聴規則」等の規定によりまして、傍聴人の方は次の事項を守っていただきたいと思ひます。

傍聴人は委員会の中では発言はできません。

また、傍聴人は、静粛を旨として、委員の言論に対して拍手など賛否をあらわすようなことはおやめいただきたいと思ひます。

また、傍聴人は、写真撮影、録画・録音を行わないでください。

なお携帯電話の電源は、申しわけございませんが、お切りください。

傍聴人は、その他、会議の妨げとなるような行為はなさないでいただきたいと思ひます。

なお、傍聴人の方にこれらの規則に反する行為が万が一ございましたら、退席していただくことをご了解願ひたいと思ひます。

それでは、会議を再開させていただきます。報告事項等1「『教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価』について」説明をお願いしたいと思ひます。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、「『教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価』について」でございます。

まず、1、点検及び評価についてでございます。こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価を行うことにより、その実施上の課題とか取組みの方向性を明らかにし、教育施策の一層の充実を図るために実施するものでございます。

次に、点検及び評価の方法についてでございます。こちらにつきましては、かつしか教育プラン2014は、平成26年度から30年度までの5カ年を計画期間としてございます。平成27年における点検及び評価の対象は、26年度に執行しました施策及び事務事業といたします。26

年度の取組結果につきまして、学識経験を有する方の意見を聴取した上で、教育委員会が自己点検及び評価を実施し、その結果を区議会に報告するとともに、区民に公表するものでございます。

次に、3、学識経験者ですけれども、教育委員会の各種事務事業に関し、学識経験を有する者として2名の方をお願いいたしました。まず、角田先生は千代田区立教育研究所長でございます。それから、大島立正大学法学部教授、この2人をお願いしたものでございます。

次に、点検及び評価の結果につきましての報告書でございます。これから説明をさせていただきます。それでは、報告書のほうをごらんください。主な項目だけ簡単に説明をさせていただきます。

まず1ページ目、第1、「基本方針1 生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」でございます。1、施策。(1) 確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成としまして、①基礎学力の定着でございます。こちらは、1行目として、主として「知識」に関する問題では、小学校国語の平均正答率が、全国の平均正当率を上回るなど、25年度に比べて上昇いたしました。小学校算数は、全国の平均正答率とほぼ同等です。中学校国語については、全国の平均正答率とほぼ同等であったものの、数学はやや下回ってございます。主として「活用」に関する問題では、小中学校の国語、算数、全てにおいて全国の平均をやや下回ってございますので、こちらについては課題があるというふうに認識してございます。

次に、2ページ目をごらんください。2の施策(2) 子どものよさを活かす教育の推進でございます。③をごらんください。自尊感情と自己肯定感の育成でございます。2行目の中で、三つの賞、「かつしかっ子賞」等を新たに設け、表彰することで、自己肯定感の育成を図ることができたと考えてございます。または、「葛飾教師の授業スタンダード」を策定することによって、それぞれ意欲を引き出すことを基本として授業を行いました。こうしたものが成果を上げていると考えてございます。なお、学習意識調査で「自分のことが好きである」と肯定的な回答は、小学校4年生が64%、中学校2年生が41.2%、中学校3年生が41.9%と、学年が上がるに従い、値が低くなる傾向がございます。これにつきましては、自尊感情とか自己肯定感が持ちにくくなっているという課題があるという認識でございます。

次に、3、施策(3) 区民の信頼にこたえる学校づくりでございます。まず、②の開かれた学校づくりということで、2行目後半でございます。平成23年度から実施している「葛飾教育の日」については、小学校で20万1,615人、中学校で2万2,088人、合計22万3,703人という方の、地域・保護者の方の参加者がございました。昨年度に比べると8%の増加でございます。開かれた学校づくりを推進することができたと認識してございます。ただ、課題といたしましては、小中全校が同一日に実施していることから、各校が、保護者や地域との連携を意図した行事とか、地域の行事などの事情に対応できなかったことがございます。こうしたものに

については対応してまいりたいと考えてございます。

続きまして、4ページをごらんください。第2基本方針2「子どもの健全育成に向けて、家庭・地域・学校が協働して取組みます」でございます。

1の施策（1）家庭教育力の向上でございます。①幼児期における家庭教育の充実ということで、2段落目をごらんください。平成27年度版発行に向け、「朝食レシピコンテスト」を実施しました。区内児童から554点の応募があり、調理等の審査を経て、1～4年生の部、5・6年生の部、それぞれから優秀作品を決定しカレンダーに掲載いたしました。平成23年度からレシピコンテストを実施しておりますが、申し込み学校の偏りと朝ごはんのために似通ったレシピの内容となっており、今後の検討課題と考えてございます。

次に、2施策（2）地域の力による子どもの育ち支援でございます。5ページ目をごらんください。②児童の安全で安心な居場所づくりの充実でございます。3行目をごらんください。まず、こちらにつきましては、「わくわくチャレンジ広場」、平成26年度は参加児童数の増加に向けて、2校で対象学年の拡大を進め、登録可能児童数が139人増加しました。その結果、1年生からの実施校が9校、2年生からが7校、3年生からが18校、4年生からが15校となっております。また、授業内容を充実させるため、地域の方々に学習、文化・スポーツプログラムの講師募集を行いました。新しく学習アドバイザー7人、文化アドバイザー2人、合計9人の講師を登録し、学習、文化・スポーツプログラムの実施校が18校から23校に増加いたしました。しかしながら、26年度の延べ参加児童数ですが、合計32万6,990人であり、25年度の33万6,901人からは微減となったところでございます。

続きまして、6ページをごらんください。施策（3）家庭・地域との協働による学校教育の充実でございます。③キャリア教育の推進でございます。平成26年度につきましては、区内682業種に事業所の協力を得て、中学校2年生3,147人の生徒が、連続5日間の職場体験を行いました。体験を通じて、各生徒が、社会への貢献意欲とか職業意識の向上を図りました。今後、キャリア教育の視点から、生徒一人一人が自分で職場探しから実施するなど、今、生徒に求められている「思考力、判断力、表現力」等の能力育成の観点から、より実践的な職場体験のあり方について検討していくことが課題でございます。

続きまして、8ページをごらんください。「基本方針3「子どもがいきいき学ぶ、環境づくりを推進します」でございます。

施策（1）子どもの夢や希望を実現する教育の推進でございます。②就学前教育の推進ということで、平成26年度につきましては、幼保小の学校等関係者と子育て支援部、教育委員会による検討委員会を年4回開催いたしました。幼児期の学びと、小学校教育の連携のための取組表、幼児教育と小学校教育をつなぐ連携プランを策定しまして、全ての公立小学校、公立・私立幼稚園、公立・私立保育園の教員・保育士に配付するとともに、2月には幼保小の合同研修

会を実施いたしました。合同研修会では、公立小学校、公立・私立幼稚園、公立・私立保育園を地域ごとに八つのブロックに分け、取組表の小学校就学までに経験をしてほしい内容の中から、ブロックとして重点的に取組みたい項目について、協議を具体的に深めることができました。

次に、9ページ目に、施策（2）一人ひとりを大切にする教育の推進でございます。

1枚おめくりいただきまして10ページをごらんください。③国際化・グローバル化への対応でございます。こちらについては1行目からでございます。後半でございます。教員の資質向上のため、小学校5年生の担任の悉皆研修を6回実施しました。効果的なALTの活用など、小学校教員の資質向上を図ることができたと考えてございます。また、各校の小学校外国語担当教員1人ずつを対象に、小学校英語検定講座を実施し、その受講生に対して検定料の助成を行うことで資質向上を図りました。

次に、3、施策（3）毎日行きたくなる魅力ある学校づくりでございます。こちらにつきましては葛飾スタンダード検定でございます。4月から、「かつしかっ子学習スタイル」と「葛飾教師の授業スタンダード」について、全ての小・中学校で実施いたしました。こちらにつきましては、児童・生徒の意識調査の結果から「ノートにねらいとまとめを書き、授業で学習したことをまとめている」の回答が小学校全ての学級で8割以上、中学校1年で7割、中学2・3年で6割と、確実に成果があらわれていると分析してございます。

また2段落目、2行目ですけれども、スタンダード検定の各科目を実施いたしました。こちらにつきましては、小学校では全ての学年・教科で95%以上の合格率、中学校では、3年の英語が7割程度であるものの、その他の学年教科はおおむね8割以上の合格率でございました。スタンダード検定については、教員が粘り強く合格に向け指導し、生徒・児童が頑張れば合格できたという達成感を得られるなどの成果があった一方、記載のとおり、さまざまな課題があったところでございます。

続きまして、12ページをごらんください。第4「基本方針4 生涯にわたる豊かな学びを支援します」。

施策（1）区民の学びが地域に生きるしくみづくりでございます。13ページをごらんください。②のイ、かつしか郷土かるたの普及でございます。こちらについては、3行目、かるたに詠まれた葛飾区の歴史や自然等を子どもたちに伝える出前授業を、26年度は30校、36回実施いたしました。また、下から4行目になります。後半でございます。全19地区のうち11地区の代表による第2回の全区競技大会を開催したところでございます。

続きまして、14ページをごらんください。政策（2）だれもが、学習・文化、スポーツに親しめる機会の充実でございます。区民のニーズや課題を捉えた学習機会の充実ということで、かつしか区民大学の充実を挙げてございます。かつしか区民大学は、26年度につきましては73

講座、9,310人、実施、受講がございました。こちらは、成果指標の目標である1万300人との比較では、1,000人程度下回っており、目標達成に向けて講座数の増とか講座内容の充実等の課題があると認識してございます。一方、25年度は、目標値1万人に対して受講数は8,613人であり、受講者数の比較で26年度は700人程度ふえているというような結果も出てございます。

続きまして、15ページ目、②をごらんください。生涯にわたるスポーツ活動の推進でございます。こちらについては、かつしか地域スポーツクラブの活性化ということで、3行目、地域貢献イベントを年4回開催とか、次の行、トップアスリートなどを派遣する事業の拡大等を行いました。こうした取組みの中から、生涯にわたるスポーツ活動の推進を充実させていくと評価してございます。

続きまして、16ページをごらんください。③学びと自立を支える課題解決型図書館サービスの充実でございます。こちらにつきましては、1行目、データベース講習会を4回、それからビジネス相談会を毎月1回開催したりとか、あるいは記念講演会等も開催いたしました。こうした講演につきましては、その段落の下から4行目でございます。定員を上回り抽選になる人気のイベントもございましたけれども、定員を下回るイベントもございました。開催期間中の来館者を対象としたアンケートを参考に、イベント内容とか開催時間の設定など、区民のニーズを分析し、多くの方が参加できるイベントにするための研究をする必要があると考えてございます。

次に、17ページの一番上の段落をごらんください。3～4カ月健診時に保健所等で読み聞かせを行いながら絵本を手渡す「ブックスタート事業」は、健診受診者、約3,700人に配付いたしました。また、25年度に開始した3歳児に図書館で絵本を渡す「セカンドブック事業」は、前年度に比べて800人多い2,300人の子どもたちに配付したところでございます。着実に事業は推進しておりますが、配付率は健診対象者の約半数にとどまっており、今後もPR活動を積極的に行い、乳幼児期からの読書習慣の定着を図ってまいります。

次に、施策(3)身近な所で学び、集い、スポーツに親しめる環境づくりでございます。②の安全で快適なスポーツ施設の整備でございます。アのフィットネスパークの整備。18ページでございます。イの小菅西公園の拡張整備等を着実に進めているところでございます。次に、③利便性の高い図書館の整備につきましては、小菅地区と小学校敷地内に設置する地区図書館の開設を準備してございます。また、次の段落、26年10月には、図書館に来館しなくても貸し出した図書を返却できる図書返却ポストを新小岩東北広場に設置して、利用者の利便性の向上を図ったところでございます。

なお、学識経験者の意見とか、あるいは取組みの細かい内容については、説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま庶務課長から、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価につきましては、既に別紙ではございますが、目次に従って、私どものかつしか教育プランにのっとり、各項目の成果あるいは数値をもとにご説明いただきました。委員からのご意見を求めたいと思います。何かございますでしょうか。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 ご丁寧なご説明をありがとうございます。

学識経験者の先生方のご意見はお話されませんでしたので、この中に、課題として角田先生の文言の中に、2014年の取組みについて、成果は的確に述べられているとございます。10行目。その中に、「実施したことの『成果』だけが概括的に述べられているだけで、根拠となるデータが乏しい」と記載されております。この辺は、やはり今後きちんとしていかなければいけないと感じました。また、「実態に基づいた『成果』と『課題』を提示し、その上で総括的な『方向性』を示す資料となっていれば、点検・評価資料として、より適切になったものと感じている」とありました。またその下の10行目ぐらいのところに、子どもがもっと大事なことはと、私もそれを痛感しております。「もっと大事なことは、子どもが如何に意欲的に学び、自己肯定感・自尊感情を持って、自分の夢や目的の達成に向け、向上しようと思いを燃やすかが、重要だからである。思考力・判断力・表現力等の能力が、一朝一夕に付くものではないことは、歴史的に自明なことである」というお話がございました。また5、6行下に、私たちが問われているのですが、「教育委員会は、子どもたちの活動や教師の意欲を後押しする条件整備を、どれだけ具体的に施策として実行できるかが重要である」と先生のご意見をいただきました。しっかり受け止めていかなければと痛感いたしました。

2ページ、3ページには学力の問題等がございました。少し厳しいところもございますが、その結果は、一朝一夕で出るとは思っておりませんが、雰囲気として、私は各学校を伺っている限りでは、先生方は一生懸命前向きに、葛飾スタンダードに沿って取組んでいると思っておりますので、今後とも教育委員会の一員としては、この角田先生がおっしゃったことをしっかりと受けとめて、推進していきたいという思いでいっぱいでございます。

大島先生は生涯教育のことをご意見をくださいました。その中で環境教育のプログラムというものを、安全教育に取組んできたこと、先生から評価をいただきましたが、昨日テレビのニュースで、葛飾区、江戸川区、足立区の災害、特に水害のことについてニュースがありました。とてもつらい思いでテレビを見ておりましたが、生活安全、災害安全、交通安全、この辺の危険を予測し、回避する能力をいかに育てるかということが大事かと思っております。先生のご示唆をよく受けとめて、安全、安心の教育のさらなる推進をお願いいたします。そのことについて、何かご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

○委員長 庶務課長、お願いします。

○**庶務課長** それでは、私のほうから、角田先生からいただいた資料のつくり込みの件でございます。角田先生からいただいたのは、まず角田先生からご意見をいただく際に、この 2014 の取組み、26 年度の取組み結果、こちらを見ていただいてご意見をいただいたところでございます。それに関して、今読んでいただいたように少し具体的な数字がほしいとか、いろいろ意見をいただいておりますので、こちらについては来年度以降、また点検・評価を実施していきますので、その際に提示する、こちらのつくり方については検討してまいりたいと考えてございます。

また、条件整備につきましては、前回にまたがることですので、おっしゃるとおりでございますので、我々もいろいろ力をあわせて条件整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

残りの教育の部分については、指導室長から答弁いたします。

○**委員長** では、指導室長。

○**指導室長** 教育の部分につきましては多様な部分でといたしますか、今回、角田先生、大島先生からたくさんご指摘をいただきました。一番初めに、委員ご指摘のとおり「根拠となるデータに乏しく」という部分もございましたし、その説明をするに取組指標のこの資料だけでは本当に概略的なところだけで、なかなかきちんとしたご説明ができなかったと反省してございます。また、教育の部分全般ということで大変ご示唆をいただきましたので、今後、その部分につきましては、今、26 年度の取組みの反省ということですが、27 年度以降の取組みの中に今回のご指摘いただいた部分というのをきちんと盛り込んで、改善に努めていきたいと考えてございます。

○**委員長** ありがとうございます。杉浦委員、よろしいですか。

今、各委員、また各課の課長からお答えいただきました。そういった意味では、非常に資料との整合性というご指摘をいただいたのですけれども、このかつしか教育プラン 2014 の各年度での整合性というものがございまして、そこで大きな乖離がないようにしながら、実りある方向を委員長のほうからもお願いしたいと思っております。

ほかにどなたか、委員からご意見ございますか。

松本委員。

○**松本委員** かつしか教育プラン 2014 がスタートして初めて、実施した年の点検・評価であります。そこで、前は学校教育のこと、生涯学習の部分、冊子も 2 冊あって、2 分野にわたって点検・評価をしたりしていたのですけれども、この学識経験者が言われているように、今回のかつしか教育プラン 2014 は、一つにまとまっていて、コンパクトで、非常にわかりやすいと言われているところは、私も同感です。特に学校教育で、私が成果があったと自分たちの教育委員会がやったことの評価をするのであれば、葛飾スタンダードを設けて、それを徹底してやったというところは、子どもたちにも、教員にも、学校の現場にも非常に評価が上がっているの

ではないかなと思います。

もう一つ、この前、日光へ行って、幼・小・中の連携についての研修に参加してきましたけれども、その幼・小・中、そしてその上の高校、大学との連携は、効果が上がっていると思います。

今度のプランの4本目の生涯学習に関する部分で、私は思います。この葛飾区内の町会などいろいろな団体などの構成メンバーを見ると、まさしく高齢化しております。また、図書館や、博物館や、いろいろな催しに参加する人が残念ながら少ないということがあります。高齢化が一つの原因であると思います。先日、医療費が多額になって、社会問題になっているというニュースがありました。私は、これに対抗して、お年寄りが社会でいきいきと暮らしていくために、この学識経験者も言われていますけれども、そういう人たちに力をかりて、学校や子どもたちを元気にさせていくということと、そういう高齢者の方々が参加して、ますます元気で生きがいを持っていけるような、生涯学習の講座や、スポーツ、健康増進の事業を展開していけばいいのではないかと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかにどなたかございますか。

竹高委員。

○竹高委員 今の松本委員のお話を踏まえたところで、本当にそうだと思います。生涯学習の観点で、その活動をなさっている方たちが、例えば地域で子どもたちの面倒を見るわくチャレの授業であったり、区民大学であったり、自分が参加型のものにかかわっていくことによって、医療費がすごく下がると実際に思っております。そういうところも踏まえて、葛飾区で育っている子どもたちが、そういう大人の姿を見て育っていくということは非常に大切だなと思います。

評価の中でも言われておりますけれども、下町らしさという葛飾区の方針というのが、とても出ているのではないかとこのところは私も評価されていて、よかったと思います。

1点だけ気になるのは、わくチャレのことであったり、全校配置になったほうが良いという部分もあるのですが、もちろんそれは評価の中でのことであって、葛飾区での事情というの中にはあると思います。学校地域応援団やわくチャレなども、その学校、その学校のスタイルで、下町らしさを取り入れたところで進んでいただければというふうに私は感じました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

天宮委員、お願いします。

○天宮委員 全く違う観点なのですが、自己肯定感が徐々に減っていく、学年が上がる

につれて減っているというのは何とも恐ろしい状況です。現在 30 代、40 代の自殺者が非常に多いのですが、原因は経済的な問題であったり、さまざまな問題だとは思いますが、自尊感情や自己肯定感というのは、やはりこれは子どもだけでなく大人にも必要なものだと思います。ぜひそこを育ていけるような、そういう形に持っていけたらと思っております。感想となりますけれども、お願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。今、非常に重要な部分で、特にこの夏休みを境に、子どもたちが研修される部分もございますけれども、社会の中軸となる今の子どもたちが、やはり自尊心あるいは自己肯定感を持って社会に耐え抜く教育の場というのが大事になってきて、また援助しなければいけないと思います。先ほど、松本委員、竹高委員もおっしゃったのですが、いわゆる医療保険の中では国民健康保険と社会保険がございますけれども、既に何年前ですが、兵庫県の南光町というところで、国民健康保険をベースとして、生き生きと高齢者の方の健康度合いのチェックと医療費の相関で、限られた有意な相関関係が既にデータとして出ておりますので、やはり高齢社会を迎えた中で、生涯スポーツという部分が、なおかつ核家族になって、子どもたちにお年寄りと触れる機会、そういった部分の展開も、当教育委員会としても一生懸命後押しをしていきたいと思っております。それが、ひいては健康寿命の増進ということにもなりましょうし、ふれあいの場にも活用できると思っております。大きなデータは、すぐにビッグデータとして期待はできないのですけれども、個人の健康、なおかつ医療費の抛出がある程度防げるのは、全ての国民にとってプラスであろうと思っております。委員長からちょっと付言させていただきました。

それでは、報告事項の 2、3 は先に審議させていただきましたので、報告事項等の 4 に入ります。「葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせんの募集について」、ご説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせんの募集について」でございます。

まず、1、申込資格でございます。次の要件に該当する方でございます。(1) 私立の高等学校、大学等への進学予定者を持ち、その進学予定者と同居している保護者等、それから(2) 前年の年収が 1,000 万、自営業者は所得 800 万円未満であり、入学資金の調達等が困難である方等、記載の 7 項目でございます。

2 の融資内容でございますが、(1) 資金使途、入学金とか、授業料等の学校に納付する資金でございます。(2) 融資金額、高等学校・高専等が 10 万円以上、80 万円以内、大学等が 10 万円以上 160 万円以内となっております。(3) の利率でございますが、本人負担 1.2% でございます。年 2.5% のうち区が 1.3% を負担するものでございます。(4) から(6)、返済期間等については記載のとおりでございます。

また、3の申込期間、周知方法についてもごらんおきください。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ただいま、報告事項の4として、「葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせん募集について」庶務課長からのご説明がございました。委員からのご意見、ご要望等がございましたら、お受けしたいと思います、いかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして、報告事項の5でございますが、「葛飾区奨学資金奨学生の募集について」のご説明をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「葛飾区奨学資金奨学生の募集について」でございます。

1の申込資格は、次の要件に該当する方でございます。(1) 来年4月1日現在で、葛飾区内に引き続き6カ月以上住んでいること。(2) 学習意欲があり、平成28年4月に高等学校等の進学を希望している中学3年生であること。(3) 経済的理由により就学が困難であること。(4) 同種の貸付金をほかから受けていないことでございます。

2の募集人員ですが、来春、高校等へ進学を予定している方については50名程度、現在在学中の方については若干名でございます。

貸付内容、(1)の資金使途、入学準備金及び授業料等、(2)の貸付金額でございますが、奨学金の月額、国公立1万8,000円以内、私立3万円以内、入学準備基金、国公立5万円以内、私立10万円以内となっております。(3)の貸付期間、(4)の返還方法については、記載のとおりでございます。

また、申込期間、採用候補者の決定、6の周知方法についても記載のとおりでございますので、後ほどご連絡おきください。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。各委員から何かご意見、ご質問、ご要望等ございましたらお願いします。

松本委員。

○松本委員 この前マスコミで話題になっていたので参考までに。

奨学資金を返さないで膨大な金額になっていることが大きな社会問題になっています。それをずっとたぐっていきますと、貸すときに、あるいは借りる人から見れば借りるときに、これを返していくのだという意識がすごく薄くて、それを滞納していくということが言われていましたので、資金の融資あっせんについても、奨学資金についても、最初のときに返すのですよという意識を強く言って、進めていただければと思いました。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 返還につきましては、確かに一部は返還されていないという事実もございます。

私ども、奨学資金の貸付につきましては、書類審査を行うだけではなくて、決定した後、ご本人と、大体保証人になりますけれども保護者の方、両者にお見えいただいて、私、係長のほうから、直接内容の説明をするとともに、その返還についても必ず話ししていただくとともに、私もご本人に署名して印鑑を押してもらいますので、こちらはお返しいただくものですよということを必ずご本人と保護者に確認した上で貸し付けを行っております。少なくとも貸し付けのときの意識については必ず返すものだということは認識していただいているというふうに考えてございます。

○委員長 よろしいですか。いろいろな事情があろうと思うのですが、そういった部分の融資を使う、あるいは奨学資金を使いたいという趣旨を、やはり使う方はそれに責任を持って返済をするという社会のルールがございましょうし、ほかの制度でもなかなか100%の収納率がないというのは、今の社会現象でもございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、報告事項等の6でございます。「『かつしかのきょういく』(第128号)の発行について」、お願ひします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「『かつしかのきょういく』(第128号)の発行について」でございます。こちらについては、平成27年10月30日、発行予定でございます。記事の割りつけについてでございますけれども、1ページ目をごらんください。こちらには今年度から開始いたしました「イングリッシュキャンプ」、1泊2日の英語だけの生活についてということで、写真を4枚程度入れて掲載したいと考えてございます。次に、2ページ目、上段でございます。中学校教科用図書の採択については、採択を行う年度については例年載せている記事でございます。また、下段につきましても、同じく小学生が日光移動教室で英会話を体験した、こちらの新規事業についても掲載を考えてございます。3ページの上段につきましては、「ストリートダンス教室」と「子ども食育クッキング」、下段は2分割いたしまして、「かつしかっ子ブック」、こちらにつきましてもは新規事業でございます。こちらと、例年記載してございます小学校水泳記録会の結果について掲載してまいりたいと考えてございます。

4ページ目につきましては、上段につきましては、かつしかふれあいRUNフェスタということで、来年の参加呼びかけをしていただきたいと考えてございます。また、下段につきましては、先日行われた、生徒が定める「携帯電話・スマートフォン」の使用ルールについてということで、その会議の内容等について、掲載をいたします。5ページ目につきましては、新規事業の特別支援教室、平成28年4月からの導入についての説明を行います。続きまして、6ページ、7ページ目につきましては、「夏休み 児童・生徒が活躍」ということで、さまざまな結果について掲載してまいりたいと考えてございます。8ページ目の教育長室からと、教育委員会の動きについては、毎号掲載してございます。また、今ご説明しました奨学生の募集等につ

いて、下段の半分を使って周知してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。「かつしかのきょういく」(第128号)についての割りつけの説明をいただきました。いろいろな部分で周知方も含んで、区民の方へのPRをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

報告事項7でございます。「区立小中学校58校の施設状況等調査結果及び今後の学校改築・改修の進め方について」。

施設整備担当課長、お願ひいたします。

○施設整備担当課長 それでは、私から、区立小中学校58校の施設状況等調査結果についてのご報告をさせていただきます。

資料の1、「区立小中学校58校の調査結果について」でございます。このたび、改築工事を行った中青戸小学校を除く、昨年度に報告した14校を除きました残りの小中学校58校につきまして、14校と同様の調査結果がまとまったため報告するものでございます。全校の調査結果につきましては、2枚目以降、A3のつづりになっております別紙1のとおりでございます。また、58校の結果の今回の別紙1の表につきましては、現在、絶対高さ、高度地区に関する都市計画の変更を進めている状況から、高度地区、高さ制限の欄をまとめる形で表記をしておりますので、昨年度お示した14校につきましても、一番最後に、参考として同じフォーマットで添付をさせていただきます。

今回の調査結果につきましては、コンクリートの劣化状況については、こちらの別紙、1枚目からのところに集約をさせていただきますけれども、AからBランクということで、コンクリートの状態がいいほうがAランクというふうにご認識をいただければと思ひます。Aランクだった学校が25校、Bランクが26校、Cランクが7校、Dランクがゼロ校、なしという結果になっております。このコンクリートの劣化状況で、Dランクの学校がなかったため、コンクリートの劣化状況のみを判断とするところで、緊急に対応が必要な学校はなかったという結果になってございます。また、現時点で、まちづくりの進捗状況等による大規模集合住宅の建設等で、児童・生徒の急増が見込まれる学校もなかったため、58校の中で早急に改築対象となりますような学校はないという結果となっております。

2の「次期改築・改修校の選定について」でございます。学校改築や一部改築・改修は、教育環境向上のため実施することとしてございますが、改築・改修につきましては、多額の経費がかかることから、裏面になりますけれども改築校数の平準化を図ることとしてございます。そのため、改築校を年1校、一部改築対象校も年1校のペースで進めることとしているため、当面は今年度の、27年度から本格的に事業の取組みを開始いたしました一部改築・改修校として決定している5校について、この取組みを着実に進めてまいりたいと思ひてございます。

また、この5校に続く改築または一部改築・改修校の選定につきましては、学校を含めました区有施設のあり方の基本方針等を示す、全庁的に策定を目指しております公共施設等総合管理計画の策定による方向性を受けまして、これからまたこれも策定していくのですけれども、中期実施計画中に取組む学校を選定していくことと整理をしたものでございます。この後、選定に当たりましては、校舎の建築年次、将来の児童・生徒数の推計、大規模集合住宅建設に伴う児童・生徒数の急増、地域バランスなど、総合的に勘案して決定をしていく予定でございます。

簡単ではございますが、私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。区立小中学校 58 校の施設状況等の調査結果及び今後の学校改築・改修の進め方について、施設整備担当課長からご説明いただきました。委員の方からのご意見、あるいはご要望、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。

それでは、ただいま施設整備課長のほうからもいただきましたけれども、当面、若干、CとDの境目というのは、ご説明いただきました、特に平成28年度に向けての公共施設等の総合管理計画等々、それからまちづくりプランも各地区でございます。それから、いわゆる自然災害の問題、首都直下型、あるいは東南海、東海・東南海トラフ地震という部分もございますので、その辺を常に視野に入れながらということで、私どもも注視していきたいと思っております。

続きまして、報告事項等8「葛飾区立小松中学校改築基本構想・基本計画（案）について」のご説明をお願いいたします。

施設整備担当課長。

○施設整備担当課長 それでは、私から、「葛飾区立小松中学校改築基本構想・基本計画（案）について」ご報告をさせていただきます。こちらにつきましては、本年4月に学校関係者や学区の自治町会長の方などで構成する学校改築懇談会を設置いたしまして、改築に向けた検討を行ってまいりました。このたび、その改築に向けた基本的な方針などを示した計画（案）がまとまりましたので、ご報告をするものでございます。

恐れ入ります、こちら、別紙の基本構想・基本計画（案）をごらんください。1枚おめくりいただき、目次をごらんいただければと思います。こちらの案につきましては、ローマ数字Ⅰからローマ数字Ⅴまでの、大きく5項目に分けて構成をしているところでございます。

1番目の大きな項目である敷地条件につきましては、1ページから18ページに、小松中学校の敷地概要と小松中学校の現況を八つの項目に分けて記載をしております。

恐れ入ります。ページをおめくりいただきまして、19ページをごらんいただければと思います。こちらは、2番目の大きな項目として、基本構想としているところでございます。19ページでは、主に小松中学校の教育目標と学校の特色ある教育活動を、小松中学校の特徴として記

載をしているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、20ページ、21ページをごらんください。ここでは、改築する学校の施設整備の基本的な考え方を記載してございます。1の「多機能で柔軟な学校づくりをめざします」から、5の「維持管理等に配慮した簡素で効率的な学校づくりをめざします」というところの5項目に分けて、それぞれ学校施設等の整備が目指すもの、また、今後、維持管理等、ランニングコストを少し抑えていくというような形の方針を、こちらのほうに記載をしているところでございます。

恐れ入ります。おめくりいただきまして、23ページをごらんいただければと思います。こちらは、三つ目の大きな項目として、基本計画としているところでございます。23ページでは、改築概要といたしまして、学校に整備する室の予定や施設規模を記載してございます。普通教室につきましては、昨年度行った小松中学校の将来学級の推計では、平成32年に15学級、平成52年には12学級になると予測をしてございます。改築後の学校につきましては、今後長きにわたり使用することとなるため、予定する室数としましては、平成52年の推計学級である12学級を普通教室として整備することとし、推計上の一時増加することに伴う最大学級である15学級となった場合には、普通学級と同じ大きさでの整備を予定している少人数教室や、その他諸室にあります多目的室などを活用して対応することを想定した数としてございます。

ここに予定している各室につきましては、昨年度お示しをしました標準的な学校規模をもとに計画をしているものでございます。また、ページ下の【2】の計画施設の予定規模につきましては標準的な学校規模を示しました延床面積の8,000平米未満としまして、4階建て鉄筋コンクリート造を計画しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、先に25ページのA3横のページをごらんください。こちらでは、新たにつくる学校の配置案をAからC案ということで比較をして検討してきました。細かな各項目については、こちらに記載のとおりでございますけれども、予定としましては、A案の仮設校舎を設置して、北側の現在の校舎のところに、また校舎を建設するという案を採用することといたしました。こちら、25ページの一番下、少々網かけになっておりますけれども、決定した理由といたしましては、仮設校舎を利用するので工事期間が若干長いという短所はあるのですが、長期的に考えた場合には、校庭等の成形、また、日当たり等を考えますと、こちらの場所での配置が一番いいのではないかと。また、近隣についても、もとある場所に戻るということで影響等が少ない、また北側がJR総武本線になるということで、日影の関係等でも影響が少ないだろうということで、A案が好ましいのではないかとということの意見も、懇談会でいただいているところでありますので、教育委員会としてはA案でいきたいという形をこちらのほうで示しているところでございます。

こちらのA案にいくことを前提として、24ページ、左になりますけれども、仮設校舎が必要

となったことから、仮設校舎の概要をこちらのほうで記載をしているものでございます。こちら詳細はまた学校と詰めて、どのような大きさの仮設工事が必要かというのを決めていくような状態になってございます。

おめくりいただきまして、26 ページをごらんいただければと思います。こちらにつきましては、実際に配置があった場合の大まかな、各室のゾーニング案として示しているものでございます。見て一番左側にあるのが1階でございまして、管理諸室として職員室と保健室、また校長室等をこちらに配置する予定をしております。また、給食室や多目的室、こちらは武道場にもなるのでございますけれども、特別教室と北側のほうに配置する計画としてございます。2階から4階にかけては、校庭側の南側になるほうに普通教室を配置して、線路側になるほうに特別教室を配置する。また、屋内運動場、体育館になりますけれども、2階のところに配置をするような形で、同じフロアに備蓄倉庫等を配置する計画をしているところでございます。

また、おめくりいただきまして、27 ページになります。こちらは参考スケジュールとして、お示しをしているものでございます。先ほどのA案の配置案となって仮設校舎を設置する計画となっているということをもとに、現時点で想定しているスケジュールを記載しているものでございます。現時点では、来年度の28年度から29年度にかけて設計業務を行い、29年度の夏休みまでに仮設校舎を設置して、29年度の夏休みに仮設校舎に引っ越しを、その後2年間校舎の建築を行いまして、31年度に竣工して、31年の夏休みには新校舎へ引っ越しすることを想定しているところでございます。

29 ページ以降の検討体制でございましてけれども、これまでの検討の体制を参考として期待をしているものでございます。

恐れ入ります。1枚目の終わりのほうにお戻りいただければと思います。こちらは、2の今後の予定でございまして、今後の予定につきましては、今回の教育委員会に報告後、区議会にご報告をさせていただいた後に、地域へのこの計画案の説明会を実施したいというふうに考えております。その後、庁内の意思決定をとりまして、今年度中にこの基本構想・基本計画を策定したいと考えてございます。その後、28年度以降は、先ほどの参考のスケジュールでもお伝えしましたけれども、大体2年間、3年間にかけて、工事を行っていくという計画をしているところでございます。

基本構想・基本計画(案)についての報告は以上でございまして、よろしくお願いたします。

○委員長 細目にわたってのご説明ありがとうございました。委員からのご意見、ご要望等がございましたら、お願いします。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございました。学校を建てるということは大変なことだと、

この計画書を見て思いました。多分、仮設住宅を建てる案が費用的にかかるのではないかと思います。将来的に子どもたちが使用していくという長い目で見ると、やはりA案がベストなのではないかと感じました。地域の方のご迷惑も含めまして、子どもたちにとって何がベストなのか、必要などころに必要なお金をかけて進めていただければと思います。

以上です。

○委員長 ご要望として。ありがとうございました。

松本委員、お願いします。

○松本委員 私は、二十数年前に、この学校に在職していたので関心を持って見ました。私も校庭を使う授業をやっておりましたので、これを考えた場合にA案がやはりいいと思ひまして、A案で進めていただけるということによいのではないかと思います。ここまで基本構想・基本計画（案）をつくっていただきました事務局に労をねぎらいたいです。これからもよろしくをお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、報告事項等の9「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応について」のご説明を、学務課長、お願いします。

○学務課長 それでは、報告事項の9「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応について」ご説明申し上げます。

従来、中学校の夜間学級におきましては、一部中学校を卒業した既卒者の入学を認めてこなかったところがございますけれども、本年7月30日付で、文部科学省から、義務教育修了者が中学校夜間学級へ再入学を希望した場合に関する考え方についてとする通知、資料1枚おめくりいただきますと、東京都の通知がございまして、その裏面からが文科省の通知になりますけれども、こちらが発出されてございます。

本通知では、さまざまな事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等によりまして中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者、これを入学希望既卒者と呼びますけれども、これに対して一定の要件のもと、夜間学級での受け入れを可能とすることが適当であるという見解が示されたところがございます。国に確認いたしましたところ、この取り扱いにつきましては、通知が出されました7月30日から適用されるということがございます。入学希望既卒者につきましては、もしこういった方が認められた場合は、取り急ぎこの国の通知にのっとりまして、私ども本区でも双葉中がございまして、入学手続を進めていきたいと考えているところがございます。

手続でございます。具体的には資料1枚目、表の右側の新たな取り扱いの欄、下段に記載したとおりでございますけれども、まず学務課もしくは双葉中等に入学希望の相談があった場合につきましては、学務課で入学の申請を受け付けてまいりたいと考えてございます。学務課で

は、希望理由とか、既に卒業した中学校における具体的な就学状況につきまして、本人及び卒業した中学校の設置者等に確認いたしまして、不登校等によりまして中学の課程の大部分を欠席していたなどの要件が認められる場合には、受け入れを認めてまいりたいと考えてございます。その後、双葉中学校の面接を経まして、受入学年を決定し、最終的に学籍の作成をしていくというような運びと考えてございます。

手続については以上でございますけれども、実はこの件、この後9月10日になりますが、国のほうが都内の夜間学級を設置している8区市に対しまして説明会を実施すると、急遽説明するという通知が来てございます。ということでございますので、そちらでのやりとりも踏まえて、何か新たな手続が必要になれば、また随時対応していきたいと考えてございます。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ご説明ありがとうございました。ただいま義務教育修了者が中学校夜間学級の再入学を希望した場合の対応について、文科省から7月30日付でおりにきたものを受けてのご提案だと思えます。委員の方からのご意見、ご要望、ご質問等がございましたら、お受けしたいと思えます。

杉浦委員。

○杉浦委員 この事業が文科省から通知がありましたが、子どものためを思うと本当によかったと思っております。まずお聞きいたします。葛飾区内に夜間中学が設置してございます。今現在の双葉中学校の夜間中学の現状等を教えていただけますか。

○委員長 学務課長、お願いします。

○学務課長 夜間中学でございますけれども、まず児童・生徒の状況ですが、通常学級と日本語学級が一応ございます。これは5月1日現在でございます。通常学級のほうが、学級数が三つ、生徒が15名、それから日本語学級のほうが、クラスが二つ、生徒数が25人ということでございまして、計5学級の40名という状況でございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 通常学級のクラスが三つ、15名とおっしゃいましたが、年齢もしくは年齢層はわかりますか。

○委員長 学務課長。

○学務課長 通常学級の生徒数につきましては、1年生がお1人、それから2年生が3人、それから3年生が11人という状況でございます。

○杉浦委員 通常学級にいらっしゃる方の年齢はわかりますか。

○学務課長 年齢ですか。失礼いたしました。申しわけありません、ただいま手元に資料がございません。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 後ほどで結構ですので、確認していただけますか。

対象となる子どもたちには、いろいろな状況があり、保護者と生徒の思いがあって卒業証書を授与されたと思っております。私も15年ぐらい前から相談を受けたことがあります。向学心を持って義務教育を学び直すため学校に行きたいと希望しても、窓口がありませんでした。今では、高校の、エンカレッジスクールや、チャレンジスクールがありますが、当時は何もございませんでした。今このように文科省のほうから通知をいただいて、希望する子どもたちがふえているという状況があり、制度が成り立ってきたのだと思います。

双葉中学校の夜間中学校の現状を見た場合、ギャップが出てくる場合もあるかと思えます。ですから、入学を希望する子どもたちに対し敷居を低く、子どもたちが入学しやすい環境づくりを、また、柔軟な対応をしていただきたいと思います。

そして、必要とする子どもたちに情報がきちんと届くこと、周知の徹底をお願いいたします。

子どもたちにすれば、飛び込むには勇気が要ることだと思います。その辺は子どもたちに丁寧に説明してあげて、希望者一人一人のニーズに応じて、きめ細かい説明をし、入学していただきたいと思えます。義務教育課程の学力をつけて、体力をつけていただきたいという思いでいっぱいでございます。

○委員長 学務課長。

○学務課長 ただいまご要望がございました。まず入りやすい環境づくりということがございますけれども、今回、私ども学務課のほうで入学の申請を受け付けるわけですけれども、そこからまた別の中学の卒業生、卒業した学校の記録等を調べるわけですが、すぐに見られるわけではない、確認できるわけではないというふうに考えてございます。ただ、その間、今ちょっと学校のほうとも話をしているのですけれども、いわゆる体験入学ではないですけれども、一度学校の様子を見ていただくような方策も考えてございます。そこで実際に現場を見ていただいた上で、ご本人がなるべくなじめるような状況というのを考えてございます。

それから、そのときに、同じタイミングだとは思いますが、制度として、やはり今回新たにこういう形で設けられたということですので、国の通知のほうにもございますように、制度に対してはまず柔軟な運用をしてくれというようなことも書かれておりますので、できるだけご本人のほうの事情を丁寧に聞き取りまして、それにあわせて説明していきたいと考えています。

それから、また、周知に関しましてですけれども、先ほど申し上げたとおり、これから9月10日に国の説明会等がございます。そこでのやりとり等も踏まえまして、また私どもも、これは議会のほうにも報告していきたいと考えていますので、一定のタイミングにおいて、報告とか、ホームページのほうは整えていきたいと考えてございます。

○委員長 杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 ありがとうございます。期待しております。ぜひ子どもたちに寄り添って、子どもたちが本当に満足できるような事業の展開をしていただきたいという思いでいっぱいです。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

松本委員。

○松本委員 双葉中学校の校長をしていた経験から一言だけ申し上げます。やはり中学校を卒業していない者、証書をもっていない者しか入れなかったという今までの制度なのですが、不登校で夜間に行けたら勉強すると来た子もいます。けれども、相当強い心と体と条件を持っていないと、なかなか夜に勉強するというのは難しいということがあると思います。できたら、事前に、これから卒業する子で、卒業証書もらわないで夜間に行って頑張ってもらおうという者が行けるほうが一番いいと思います。これから説明があると言われましたので、ぜひともそのときに、夜間中学を設置している自治体というのがそう多くはないので、ほかの県とかほかの町から双葉中学校へと来る生徒がいた場合の取り扱いとかそういうことについても検討されるよう、質問されるよう、希望します。

以上です。

○委員長 学務課長。

○学務課長 基本的に、今、東京都のほうで見解を示しているのは、これまでの夜間の入学の要件がございます。都内在住・在勤、それで15歳以上というところについては、変える予定はないということでございますので、その点に関してはこれまでと変わらないという部分は一つございます。それから、今、松本委員がおっしゃられたように、本人の強い意思を確認するという部分については、国の今回の通知にも出てございますので、やはり入学時の説明と、それに対する聞き取りというのは、やはり丁寧に徹底していくということは必要と考えております。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの各委員からのアドバイス等がございましたので、義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応、9月10日に8区市の集まりがあるということ、そこからの情報も加味し、なおかつ各委員の意見を開陳した中で、お願いしていただきたく思います。

続きまして、報告事項等10「就学援助の認定状況について」、ご説明をお願いします。

学務課長、お願いします。

○学務課長 それでは、就学援助の認定状況につきまして、ご報告させていただきます。

まず、資料の右上の（注）にございますとおり、数字のほうは平成23年度から平成26年度までにつきましては、年度末の確定数値、それから平成27年度につきましては、8月11日現在の数値となっております。ということでございまして、数値については記載のとおりでございます。小学校の27年度の状況は、認定者の合計が4,482人、認定率は22.3%となつてご

ざいます。これは例年この時期にご報告させていただいておりますけれども、前年同時期の数字と比較いたしますと、認定者数合計で 306 人の減、認定率で 1.5%減少してございます。中学校の 27 年度の状況は、認定者数の合計が 2,793 人でございまして、認定率は 31.1%となっております。昨年同時期の数字、こちらを比べますと、認定者数の合計で 185 人の減、認定率が 2.1%の減ということございますので、全体といたしましては、認定者数の合計で 7,275 人、認定率は 25%となっております。こちらの昨年同時期との比較では、認定者数の合計で 491 人の減、認定率で 1.7%の減となっているところでございます。

過去の認定状況を見ますと、これから今後 27 年度につきましては大体年度末までに 1%ぐらい増加する見込みでございますけれども、それを加味いたしましても、最終的に前年からやはり 1%程度の減、1%程度下回るというようなことが見込まれておりまして、減少傾向がこのところ続いているということでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいま就学援助の認定状況について、学務課長からご説明いただきました。委員の方よりのご質問、ご要望、あるいはご意見がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

それでは、また、減少傾向であるということ、社会の現象、事象が全て反映しての数値であらうと思えますし、特に 8 月 11 日現在という部分で、今後、年度末に向けての若干の数字の変動はあらうというご説明をいただきました。では、この項目に関しましては以上といたします。

続きまして、報告事項等 11「平成 27 年度全国学力・学習状況調査の結果について」、指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、「平成 27 年度全国学力・学習状況調査の結果について」ご報告させていただきます。

まず、調査の内容ですけれども、(3) 番にございますように、小学校 6 年生が、国語、算数、理科、そして、中学校が、国語、数学、理科となっております。国語、算数、数学につきましては、A、B となっておりますけれども、A は主に知識に関すること、B については活用に関すること。また、理科につきましては、知識と活用を一体的に問うものとなっております。4 月 21 日、火曜日に実施いたしました。

この結果についてでございますけれども、2 ページ目をごらんください。昨年度に比べまして、残念ながら、今年度につきましては、小中学校ともに全国の平均を上回る教科につきましてはございませんでした。その分析内容につきましては 4 ページ以降に、小学校 6 年、中学校 3 年それぞれに、本区の平均正答率を全国と比較したもの、それから具体的な結果、それから改善に向けた取組ということで、それぞれお示ししてございます。

また、3ページをごらんください。生活調査ということで、一緒に生活習慣や学校環境等に関する質問紙調査というのが実施されましたけれども、この中で、例えば三つ目の家庭学習、予習と復習という項目では、小学校については前年度に比べちょっと減少しています。中学校においては両方とも向上、さらに「目標の明示」ということで、「授業のはじめに、目標（めあて、ねらい）が示されていたと思いますか」、それから、その下の「学習の振り返り」、その辺につきましましては、前年度に比べポイントが非常にアップしてございます。この辺のことにつきましましては、「葛飾の教師の授業スタンダード」ということが非常に徹底されているあかしではないかと考えてございます。また、自己肯定感につきましても、「自分には、よいところがある」というところでは、前年度に比べますと、若干ですけれどもポイントが上がっていると。このようなことで、さらに子どもたちの自己肯定感を高めていければと思います。

なお、この講評結果についてでございますが、講評内容は数値を示すものではなく、文書による表記を行いたいと思っております。その内容につきましましては3点ございまして、全国の結果との比較、2点目が本区の小学校6年生及び中学校3年生の具体的にすぐれている点、さらに3点目が具体的な課題とその対応策、以上3点を文章で表記していきたいと思っております。なお、既にこの内容についてですけれども、区内の小学校、中学校別に区内順位というものそれぞれ小学校、中学校、五つずつございましてけれども、区内順位を示したものを校長には既にお渡ししているところでございます。

私のほうから、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 わかりました。平成27年度全国学力・学習状況調査結果について、指導室長から、ご説明がございました。また、その取り扱いの処し方に関しては3項目に分けてということで、数値ではないという理解ですね。それを踏まえて、委員からのご意見、ご要望等がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。まず、今、葛飾区の中では、先生も子どもたちも一生懸命頑張っているという認識をしております。学校全体としては変化していると思っておりますが、どうしてもこのように数字で平均化されてしまいますと、この数字だけひとり歩きして、何も知らない人はちょっと残念だなと思うところがあるかもわかりません。この内容をしっかりと受けとめて、今度は数値もちょっと上げていこうという思いでいっぱいでございます。

先ほどご説明がありました3ページの学習の振り返り。数値が大分上がっているのですね。例えば中学生が51.4が62.9になっています。私もすごいな、うれしいなという思いで見えておりました。小学生も上がっております。授業のはじめの目標（めあて、ねらい）については、「葛飾区スタンダード」が生きたなと思っております。ともにすごくいい数値です。88.4と88.5です。先生方が一生懸命取り組んでくださった、めあて、ねらい、まとめ、これが評価されてい

ると思います。

残念に思った事項は、図書館での読書の件です。「1日にどのくらいの時間、読書をしていますか」というところで、中学生が25.8%ということでした。ことしから、中学1年生に教育長から本を贈呈する事業がスタートしました。今後、少しずつ変わった結果が出てくるのではないかと期待しております。

一つ伺います。理科の調査は初めてとおもいますが、違いますか。

○指導室長 抽出でやっていますけれども、全校実施は初めてでございます。

○杉浦委員 全校実施は初めてですね。この結果を見ますと、理科に力を入れていくということは、前回の教育委員会でもお話がございましたが、しっかりと取組んでいくべきだと再認識いたしました。専科の先生が、小学校にはいらっしやらない学校もあるかと思いますが、その辺を注視しながら、しっかりと取組んでいただきたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 杉浦委員ご指摘のとおり、数値だけ見ると、区民の方がごらんになったら、ちょっと残念というところがございます。ただ、学校ごとに見ると、非常に頑張っ結果を出している学校というのも実は幾つもございます。また、その部分で、理科で、学校として非常によかったところというのもございますので、教育委員会としても、そちらの校長先生に、どのような方法を取り入れたのか、そういうものを指導室のほうでも調査をして、具体的な内容をもう少し他校に示していただければいいかと、今、そのような形で取組んでございます。

○委員長 松本委員。

○松本委員 今の件に関して、本区が行っている「学力伸び伸びプラン」とか、東京都から受けた事業で、学力を上げる事業をやりましたけれども、それで、極めて効果があったという例が載ってくることを期待したいですね。ぜひ、そういうのがわかりましたら、年度末あたりに教えていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。私どもは、指導室長がおっしゃいましたように、特に校長会等に、理科の実績が上がったという事例を持って、そういったノウハウを共通項として認識していただくようなふだんの努力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、報告事項等12「平成27年度『学習意識調査』の実施結果について」、同じく指導室長から、お願いいたします。

○指導室長 先ほどの全国学力の調査の部分とかぶるところがございますけれども、この平成27年度「学習意識調査」につきましては、小学校4年生から中学校3年生まで、4月14日に実施したものでございます。こちらのほうは、例えば番号で申し上げますと、ちょっと字が小さくて大変申しわけないのですが、2ページ目の38番「自分のことが好きである」、この辺のところ、それから39番「自分には、良いところがある」この部分、一部の学年は、具体的には

中学校1年生ですけれども、その部分を除いては前年度に比べると数値が上がっているところ、さらには3ページのところ、52番「授業では、先生の話をしっかり聞いている」、そして53番「授業を集中して受けている」、このような部分のところにつきましては、前年度よりも全ての学年が、ポイントが上昇しているようなところがございます。取組み、点検のところでもお話ししましたけれども、やはり多くの子どもたちの課題というのは、まずは自己肯定感、日ごろから委員の皆様からご指摘いただいている部分が一番強いかと思います。子どもたちに、さまざまな部分でいいところを見つけ、的確な指導を先生たちにしていただき、子どもたちにより一層、学校が好き、自分が好き、さらには勉強が好き、友達が好きというようなことで、その意欲を持って学校に登校できる子どもたちを育成していきたいと考えてございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。委員の方からのご質問、ご要望等がございましたら、お受けしたいと思います。

竹高委員。

○竹高委員 先ほどの指導室長のお話を踏まえたところで、40番「自分は、友達から認められていると思う」、41番「先生から認められていると思う」、42番「家の人から認められていると思う」と、やはりこの3点も、昨年よりも随分伸びている、意識が少しずつ高まっているのではないかなという思いがあります。先ほどの勉強などの評価とは別として、このあたりの意識が高まるのが非常に大事なことだと思うので、ぜひ、今の状態で各学校のほうでも頑張りたいと思います。

以上です。

○委員長 ご要望ですね。ほかにどなたか。

杉浦委員。

○杉浦委員 1点、要望です。前の報告事項等11の資料ですと、年数が、26年が右側で、27年の数字が左側に記載されております。今回の報告事項の資料については、反対に26年が左側で、27年が右側です。書類の書き方はいろいろあるのかもわかりませんが、なるべく見やすいように統一したほうがいいのではと思いました。

それから、話は少し外れるかも知れませんが、この4月から、小学校の国語の教科書が変更となりました。教科書の中に引用されている文面や、読んでほしい本等、新しい教科書に沿っての資料が区内の図書館に、8月の夏休み時点で、そろっていなかったという声がありましたことが、ちょっと気になりました。よろしく願いいたします。

○委員長 お答えはよろしいですね。

続きまして、報告事項等13「第30回平成27年度葛飾区中学校総合体育大会の実施結果について」、指導室長、お願いいたします。

○指導室長 今年度の5月30日から7月12日までの期間で、中学校総合体育大会が開催されました。結果につきましては、そちらの資料のとおりでございます。その他、全国大会等の詳細につきましては、また改めて夏期休業中の児童・生徒の活動状況としてご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま、第30回平成27年度の葛飾区中学校総合体育大会の実施結果について、ご報告いただきました。よろしいですか。

続きまして、報告事項等14「平成27年度岩井臨海学校の実施結果について」、指導室長、報告をお願いいたします。

○指導室長 小学校岩井臨海学校の実施結果について、ご報告申し上げます。

今年度は全体的に天候に恵まれまして、波が高い日もありましたけれども、海での水泳指導は十分に行うことができました。天候不良のため海に入れなかった日が1日だけございました。また、今年度、放射能や津波を理由に欠席をした児童は1名でございます。クラゲによる被害は、昨年度とあまり変わりませんでした。疾病等につきましてはですが、一番下でございますように、けがが40件、病気が62件の、合計102件でございます。なお、この中で病院への搬送は昨年度の18件から6件に減少いたしましたけれども、けが、病気については、昨年より25件ふえてしまいました。また、大きなけがとしてなのですけれども、骨折が1件ございました。この内容につきましては、きもだめし中による転倒でございます。

また、今後の対応としましては、万が一サメが確認された時点で遊泳禁止になるとか、その辺のところも、校長会のほうから今後どのようにしていくかということで、一緒になって対応策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。子どもたちを預かるという意味でのご苦勞は大変だったと思っております。何か意見はございますか。

では続きまして、報告事項等15「平成27年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状贈呈について」、地域教育課長、お願いします。

○地域教育課長 「平成27年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状贈呈について」、説明いたします。

今年度、贈呈者につきまして、各幼稚園、小学校、中学校に推薦を依頼いたしまして、25の候補が挙がりました。この内容を確認しましたところ、要綱に基づき決定いたしましたものでございます。

2番でございます。支援活動の内訳、個人で12人、団体が13団体でございます。一覧は別紙1のとおり表になってございますので、後ほどごらんおきください。

感謝状の贈呈は、27年度、ことし10月26日、月曜日、ウィンメンズパルの多目的ホールにおいて贈呈式を行う予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。平成27年度葛飾区支援団体・個人に対する感謝状贈呈、地域の見守り、こういった方たちによって子どもたちが守られているということで、この表記の日程で感謝状の贈呈というご報告でございます。よろしいですか。

それでは、報告事項等16番「専決処分（契約変更）の報告について」、生涯スポーツ課長、お願いします。

○生涯スポーツ課長 「専決処分（契約変更）の報告について」、ご説明させていただきます。

本件、契約変更につきましては、水元総合スポーツセンター体育館の完成が間近となり、工事の内容の変更や設置設備の変更に伴います契約変更を行うものでございます。

報告番号1番が、葛飾区水元体育館建築工事請負契約の変更でございまして、契約内容につきましては、記載のとおり金額でございまして、7,353万円の増でございます。なお、変更理由につきましては、2ページのほうに記載されてございます。

次に、2点目、報告番号2でございます。葛飾区水元体育館の電気設備工事請負契約の変更でございまして、変更の内容といたしましては記載のとおり金額でございまして、325万6,632円の増でございます。変更理由につきましては、4ページに記載がございまして、後ほどごらんおきいただければと思います。

次に、報告番号3、葛飾区水元体育館給水衛生設備工事請負契約の変更でございまして、変更の内容は記載のとおり金額でございまして、655万4,088円の増でございます。また、変更理由につきましては、6ページに記載がございまして、

最後の報告番号4でございます。こちらが、葛飾区水元体育館空調設備工事請負契約の変更でございまして、変更の内容は記載のとおり金額でございまして、3,188万4,516円の増でございます。こちら8ページに変更理由の記載がございまして、なお、それぞれの契約変更の専決処分の日付につきましては、記載のとおり平成27年9月1日でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。委員の方のご意見、ご質問等はございませんか。

9月1日付の専決処分が終わってございますので、よろしいかと思っております。ただ、一点だけ。検討を加え、可変的なのはわかるのですが、各4項目に関しての増額した際の額面があったのですが、それが一覧して拝見できる資料があれば、見やすいのではないかと思います。

それでは、「その他」の事項に入ります。庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、「その他」の事項3件を説明させていただきます。

まず、1の資料配付でございます。かつしか区民大学情報誌「まなびぶらす」第16号、カラ

一版、A4版を配付してございます。

続きまして、2の出席依頼でございます。本日は1件です。11月20日、シンフォニーヒルズにおいて、葛飾区小学校連合音楽会、こちらについては天宮委員長職務代理者をお願いいたします。

次に、3、次回以降の教育委員会予定を記載してございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。ではここで各委員、何か付言すべき点がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、平成27年教育委員会の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 12時32分